

A. ルーゲの「絶対国家」と自由

山 本 愛

キーワード：絶対国家／プロイセン／自由／ヘーゲル／議会

はじめに

ドイツの思想家・ジャーナリストであるアーノルト・ルーゲ（1802～1880年）は、どのように評価されるべきだろうか。前半期のルーゲについては、ヘーゲル左派の一人として、同派の活動の舞台となった『ハレ（ドイツ）年報⁽¹⁾』等を編集し、それらの誌上で自身もプロイセン国家を批判したことが知られている。一方で、1848年革命後のルーゲの後半期の活動はほとんど言及されることがない。わずかに、革命時にフランクフルト国民議会議員として活躍した後にイギリスに亡命し、1866年の対オーストリア戦争の開戦に際してプロイセン首相オットー・フォン・ビスマルクへの支持を表明したことが知られている程度で、その支持についても思想的に変節した結果であるにとらえられている。

例えば、W. ブレックマンは、ルーゲに関して、「『絶対国家』に関するルーゲの考え方と後年のビスマルク支持によって、ルーゲは、1848年革命の失敗後に強権政治の崇拜者となった人と位置づけられることになった⁽²⁾」と否定的に述べている。しかし、ルーゲのビスマルク支持についても、この「絶対国家」という概念についても、ブレックマンは、詳細に踏み込んで言及することはなかった。しかし、彼がルーゲを否定的に評価する根拠とした「絶対国家」という概念——これは、ルーゲがプロイセン国家を批判し始めた1840年前後から示されているものである——への言及なしに、ルーゲ思想、特にルーゲの国家観について論じることはできない。

筆者は、ヘーゲル哲学を引き継ぎ、国民の自由を実現する役割は国家にあるとして、「自由」と「国家」とを密接に関連させてとらえたルーゲにとって、生涯相對し続けた「国家」とは何であったのか、ルーゲの生涯を通しての国家観を解明することを研究の最終目的としている。その前段階の一つとして、「A. ルーゲの国家観——ヘーゲル左派時代と後半期のビスマルク支持をめぐって——」（2018年）⁽³⁾では、ルー

ゲがビスマルク支持を表明した『ドイツ国民へ、宣言』（1866年）に注目し、ビスマルク支持の背景を論じた。本稿では、ルーゲの「絶対国家」という概念に焦点を当て、その「絶対国家」とプロイセン国家に対する彼の態度、そして現実のプロイセン国家との関係性について論じることとする。「絶対国家」とは、ルーゲがプロイセン国家に代わるものとして掲げた自らの理想の国家像であるが、それはいかなる概念だったのか。そして、それは、彼のプロイセン国家に対する態度とどのように関係づけられ、現実にはどのような経緯をたどったのか。「絶対国家」を解明することは、換言すれば、前半期にヘーゲル哲学を根拠にプロイセン国家を批判したルーゲが、なぜ、後半期にはビスマルク及び彼の主導するプロイセン国家を支持することになったのかという疑問にも通じる、ルーゲの生涯を通じての国家観を解明する端緒となるものである。本稿では、なぜルーゲが「強権政治の崇拜者となった」のかという前論文での論点に加え、さまざまな形でプロイセン国家と生涯向き合い、結果として否定的に評価されることになった彼が、「絶対国家」としていかなる国家を希求し、それはどのような形で実現されていったのかという、ルーゲとプロイセン国家との関わりについて考察することで、彼の国家観をさらに深く解明できるものと考えられる。

第1節 ルーゲ評価に関連した先行研究

前述したように、ルーゲは1840年代半ばまでヘーゲル左派の中心人物だった。ハレ大学の私講師だったルーゲ及び同僚テオドル・エヒターマイヤーが1838年に編集・出版した『ハレ（ドイツ）年報』が、ヘーゲル左派（青年ヘーゲル派）の事実上の機関誌だったからである。『ハレ（ドイツ）年報』については、「ルーゲの『年報』は、もともとヘーゲル主義の理論的進化と実際の応用のために、やがては『青年ヘーゲル派』的主張の展開される中心的舞台としての地位を占めている。そして、この『年報』の論説活動を通じてのルーゲ自身の役割は、ヘーゲル哲学を政治化することであり、さらに、そのフォイエールパツハ的解釈を媒体として、急進民主主義の哲学として転換させることであった⁽⁴⁾」とも指摘されている。ルーゲは、「1838年より1843年まで、ドイツ領内で活発な雑誌活動を行い、繰りひろげた。その際、かれが積極的に批判の対象としたものは、第一に懐古的ロマン主義思潮であり、第二にロマン化したプロイセン国家であり、第三に当時のプロイセン国家を保守的に肯定したヘーゲル哲学⁽⁵⁾」であって、プロイセン国家に対する批判もこの『ハレ（ドイツ）年報』上で行われた。

A. ルーゲの「絶対国家」と自由

ヘーゲル左派の思想家としては、ルーゲのほかに、ルートヴィヒ・フォイエルバッハ、モーゼス・ヘス、ブルーノ・パウアーなどがおり、その中に、マルクスとエンゲルスを含める研究者もいるが、ヘーゲル左派とは端的に言えば、ヘーゲルの直弟子及びヘーゲルの影響を受けた思想家（ヘーゲル学派）のうち、ルーゲの『ハレ（ドイツ）年報』を中心に集まり、急進的・進歩的思想をもった年齢の若い思想家（青年ヘーゲル派）ということになるだろう。その意味で、ルーゲの『ハレ（ドイツ）年報』なしにヘーゲル左派が成立することはなかったと言えれば過言であるにしても、ルーゲが1840年代半ばまで、ヘーゲル哲学の展開に関して（それが最終的にヘーゲル哲学及び現存プロイセン国家に対する批判という形をとることになったとしても）ある一定の役割を果たしていたことについて疑いはない。

しかし、『ハレ（ドイツ）年報』を活躍の場とした同時代の人々の中でも、ルーゲに対する評価は高いとはいえない。

まず、マルクス及びエンゲルスの手厳しいルーゲ評価を、マルクス研究者である寿福真美氏が次のように紹介している。少々長いが引用する。

われわれにとってアーノルト・ルーゲは、青年ヘーゲル派運動の中核的機関誌『ハレ年報』『ドイツ年報』の編集者としてよりも、またそこでのカール・マルクスと並ぶヘーゲル法哲学批判の遂行者としてよりも、むしろ『独仏年誌』の共同編集者、『フォアヴェルツ！』紙上でのマルクスの批判対象として知られている。あるいは、1844年以後の多彩な活動によって知られているかもしれない。つまり、三月革命への参加とフランクフルト国民議会の左派議員選出—イギリス亡命と「ドイツ問題委員会」等の活動—ビスマルクの普墮戦争支持と国民自由党への参加等々。このかぎりではおそらく「ドイツの小ブルジョア的俗物精神の分別、というよりはむしろ無分別を代表」しているルーゲ、という1852年におけるマルクス・エンゲルスらの規定はけっしてまちがいではない⁽⁶⁾。

『ハレ年報』から改称した『ドイツ年報』が廃刊した後、ドイツを脱出したルーゲとマルクスは、1844年にパリで『独仏年報』を編集・発刊したものの、これは最初の号のみで廃刊となり、同年6月に起こったシュレジエンの職工一揆の解釈をめぐる、二人は思想的にも決別する。これは、職工一揆をドイツ・プロレタリアートの初期的運動ととらえたマルクスに対し、社会を根底からゆるがすほどのものではな

いとしたルーゲとの思想の方向性の違いだった⁽⁷⁾。しかし、寿福氏は、前述の評価に続けて、「[ヘーゲル左派は] 一時ドイツを捨てなければならないのだが、この困難のなかでも、ルーゲは理論の実践を誠実に追求するのである。そして、この時代の最後の瞬間つまり 1844 年、彼の思想は現実のプロレタリアートの闘争の前に戻込みし、その理論つまり共産主義思想と敵対する。このとき、彼の思想は歴史的役割を終えたと言いうるのである⁽⁸⁾」と断定し、1844 年までのルーゲにのみ焦点を合わせるのである。

ヘーゲル左派には、ヘーゲル右派のようにヘーゲル哲学を肯定的に継承しようとする明確な問題意識があったとも言い難いことから、『ドイツ年報』の廃刊によってヘーゲル左派が消滅に向かうのは必然であった。さらに、その直後のマルクスとの思想的決別によって、「ドイツの小ブルジョアの俗物精神の分別、というよりはむしろ無分別を代表」しているとしたマルクスのルーゲ評価は、その後のルーゲの伝記等にも引き継がれることになり⁽⁹⁾、1844 年を境に、それ以降のルーゲ自身の思想が顧みられないことにもつながっていく。ここに、論文「ルーゲとフランス—ヘーゲル左派と独仏関係」の冒頭において、「アーノルト・ルーゲは、わが国では非常に評価が低い⁽¹⁰⁾」と明快に指摘した的場明弘氏が、「わが国のルーゲ研究が（中略）その多くがヘーゲルとマルクスの媒介項の一つを研究すること以上に出るものではなかったことは大きな損失である。ルーゲに内在して彼のヒューマニズムの意味、市民社会の意味を問いかけることよりも、それがマルクスとどう関係するか、あるいはマルクスによって乗り越えられるべき欠点はどこにあるのかをしつこく探求することがそのテーマになっていたという事実は、わが国のルーゲ研究の貧弱さを露呈している⁽¹¹⁾」と述べるような、マルクスの批判に依拠してルーゲを評価するという状況がうまれたのである。この点については、「ルーゲないし青年ヘーゲル派に対する研究姿勢がいつまでもマルクスからみてという一方的視座ではけっして向上しない点は明白⁽¹²⁾」という指摘が的確であろう。

しかし、結局のところ、ルーゲに対する肯定的評価は、大部分がヘーゲル左派として活動した期間にとどまっており、1848 革命へのルーゲの参加に関しては、彼がフランクフルト国民議会の極左派であるドンネンベルク派に属していたことを歴史的事実として記載する論文がいくつかみられる程度である⁽¹³⁾。加えて、ビスマルク支持については、ルーゲがドイツ統一を進めるビスマルク支持を表明した『ドイツ国民へ、宣言』（1866 年）の内容に言及されることもないまま、既に述べた W. ブレックマンの指摘のように、「絶対国家」と「ビスマルク支持」という文言のみによって、

A. ルーゲの「絶対国家」と自由

ルーゲは全体として否定的に評価されることになったのである。

第2節 「絶対国家」に至るまでのルーゲ思想の変遷

ブレックマン以外にも、「絶対国家」と「ビスマルク」という二つの文言を使ってルーゲを評価した研究者の中には、「マルクスからみてという一方的視座ではけって向上しない」と指摘した前述の石塚正英氏がいる。

その〔ヘーゲル左派の〕一人ルーゲは、60年代後半にいたり小ドイツ的統一論者となり、シュトラウス、パウアーらとともに国民自由党に協力する。そして、ビスマルク的統一国家のなかにヘーゲル的人倫の実現を期待し、誕生したドイツ帝国のなかに自身の「絶対国家」をみいだそうとするが、やがてそれは無益なことだと悟る⁽¹⁴⁾。

確かに、ルーゲが国民自由党に参加したこと、1866年の対オーストリア戦争の開戦直前に『ドイツ国民へ、宣言』を発表してビスマルク及び彼の主導するドイツ統一を支持したことは事実である。しかし、「絶対国家」そのものは、三月前期（フォアメルツ）ともいわれる1840年代、つまり、ルーゲがヘーゲル左派の中心人物としてプロイセン国家を批判していた際に初めて言及した概念である。

では、ルーゲが「絶対国家」に言及するまで、ルーゲのプロイセン国家に対する態度はどのように変化していったのだろうか。そして、1871年に成立したドイツ帝国の中に「絶対国家」を見い出すことについて、ルーゲはなぜ「無益なこと」と悟ったのか。

ルーゲは、ヘーゲルの直弟子ではなく、1832年に書物によって初めてヘーゲル哲学に接した。1846年になって、彼は、「自由」について、「自由の本質は、その真の現実存在にほかならず、その真の現実存在とは現実に解放された人間にほかならない⁽¹⁵⁾」と述べている。こうした自由についての概念は、国家とは国民の自由を実現する役割をもつものであり、また、自由とは人間のあり方そのもの、人間精神の本質であるとして、「国家」と「自由」とを密接な形で考えるヘーゲル哲学と共通するものといえよう。ルーゲには、当時のプロイセン国家こそが自らの理想とする自由主義国家、すなわち、国民の自由が権利として保障される国家へ向かう途上のもものと思われ、一時期は期待も寄せていた。実際、ルーゲは、1837年におきたカトリッ

ク教徒とプロテスタントの結婚を誰が祝福するかという異宗婚問題において、当時のプロイセンとローマ教皇庁が対立したケルン教会論争を発刊直後の『ハレ年報』で取り上げたが、そのときには「教会は国家と対立することはできない。国家の原理は真理それ自体の原理であり、したがってまた、国家機関となるべき教会それ自体の原理でもある⁽¹⁶⁾」として、教会に対する国家の優位性を主張し、プロイセン国家を擁護している。

『ハレ年報』発刊の目的を考えれば、ルーゲを含むヘーゲル左派が、当初からヘーゲル哲学及び現存プロイセン国家に対する批判的な思想を有していたわけではなかった⁽¹⁷⁾。しかし、ゲッティンゲン七教授事件⁽¹⁸⁾などを経て、フリードリヒ・ヴィルヘルム4世の即位(1840年)までの間に、ヘーゲル左派は徐々にプロイセン国家に批判的な傾向を強めていった。

このような中で、ルーゲ自身も、1839年ごろからプロイセン国家に対する批判を展開していく。まず、同年に『ハレ年報』に発表した「シュトレックフースとプロイセン体制」において、プロイセン国家では、政治が官僚に独占され、一般国民は政治に参加できないことを中世になぞらえ、「プロイセン国家は一種の強権政治である⁽¹⁹⁾」という表現でプロイセン国家への批判を始めることとなった。出版の自由の圧迫や検閲の強化を「理性と学問に対する信頼を国家が放棄した」とし、プロイセン国家の現況を「プロテスタント精神、学問の自由、近代国家の確立という近代の自由主義的發展を歩んできたその歴史的必然性に反した現象⁽²⁰⁾」と断じたのである。こうした表現の中に、出版の自由や国民の政治参加というルーゲの理想とする国家像をみてとることができるが、彼は、「近代の自由主義的發展」の途上にあったプロイセン国家をも批判の対象とし、「歴史的必然性として生成してきたものは、まさにその必然性によって変革されるもの⁽²¹⁾」として、プロイセン国家の改革の必要性を主張した。換言すれば、このルーゲの批判には、改革は必要ではあるもののまだプロイセン国家に対する期待も含まれている。ルーゲにとって、プロイセン国家は「ヘーゲル法哲学の『市民社会から国家へ』という構図に照らせば、いまだ悟性国家(市民社会)段階にとどまっており、法と自由の概念の実現としての『新たなる形態』への過渡期⁽²²⁾」にあったのである。

同時期、ルーゲは私講師を務めていたハレ大学での助教授への昇格をたびたびプロイセン国家の文相アルテンシュタインに求めていたが(1837年と1839年のアルテンシュタイン宛てのルーゲの書簡が残されている)、1839年には私講師を辞任し、『ハレ(ドイツ)年報』等の雑誌活動に専念することとなった。ヘーゲル学派に好意的

A. ルーゲの「絶対国家」と自由

であったアルテンシュタインは翌 1840 年に亡くなり（後任の文相はアルヒホルン）、同年、フリードリヒ・ヴィルヘルム 4 世が即位する。彼は、ヘーゲル左派を含むヘーゲル学派を嫌悪し、王政復古を理想とした人物であり、同王の即位は、ヘーゲル左派にとって、ヘーゲル歴史観とは相反する「プロイセン国家の反動化」と受けとめられ、一方、プロイセン国家にとっては、急進的・進歩的思想をもつヘーゲル左派は、国家に対する危険集団と映ることとなり、ここに、プロイセン国家対ヘーゲル左派という対立図式が生まれたのである。

同じ 1840 年、『ハレ年報』に掲載された「現代の国法及び国際法批判によせて」において、ルーゲは、プロイセン国家の庇護を受けたヘーゲル哲学への批判を強めながら、自らの国家観を示していく。この中で、まず、ルーゲは、ヘーゲルが世界史を人間自由への不断の発展及び自由な精神の発展史ととらえたことは、「歴史的発展の原理」として「ヘーゲルが我々に残した遺産⁽²³⁾」と高く評価する一方で、ヘーゲルが彼の哲学体系の中で世界史を絶対精神より低く位置づけたことに対しては、「ヘーゲル自身の、自由と歴史、発展という永遠の原理に矛盾するもの⁽²⁴⁾」と、絶対的なものがあるとすれば、それは人間の自由への歴史的発展の原理だけであると不満を示す。続けて、「キリスト教において宗教形式が、ゲーテにおいて文学の形式が、ヘーゲルにおいて哲学の形式が完成されたのではない。これらのすべては発展の終わりではなく、むしろ新しい発展の始まりであるというところに、それらの最大の榮譽がある⁽²⁵⁾」と述べ、「絶対的な人間の自由への歴史的発展は、国家において具体化され実現される。（中略）国家は自由な精神の世界史的発展をその究極の目的としている⁽²⁶⁾」と論を展開する。前述のとおり、ルーゲが「自由の本質は、その真の現実存在にほかならず、その真の現実存在とは現実に解放された人間にほかならない」と述べたのは 1846 年のことだが、すでに、彼は、1840 年の時点で、人間の自由の実現は国家においてなされるべきものであり、国家に対しては出版の自由と国民の政治への自由参加を求めることで、自由を絶対者と位置づけ、「歴史的発展の原理」として人間と自由と国家とを結びつける自らの国家観を明確に述べたのである。

ヘーゲル左派の『ハレ年報』に対して、1841 年 3 月 11 日、プロイセン国家からプロイセン領ハレで印刷を行うこと、それに従わなければ発禁にする旨の勅令が出されたことで、ルーゲは、活動の本拠地をザクセン領ドレスデンに移し、同誌を『ドイツ年報』と改称して出版活動を続けた。翌 1842 年、ルーゲは、この『ドイツ年報』に掲載した「ヘーゲル法哲学と現代の政治」において、次のように述べて国家の理念と現実の国家とを区別した。

国家を絶対化し、それを歴史から引き離すことは不可能である。およそ一般に、あらゆる国家概念とあらゆる哲学自体が歴史的な産物であるからである。国家体制、すなわち、特定の国家を一つの永遠の形式として把握することもまた、不可能である⁽²⁷⁾。

「国家」を「歴史的な産物」と規定したこの論文の中で、ルーゲは、プロイセン国家を示唆しながら、「まだ国家ではなく、そうなるうともしない国家のような“非現実的なもの”が“理性的である”かのような表現の中には、〔ヘーゲル弁証法の〕原理との矛盾があることは否定できない⁽²⁸⁾」と、ヘーゲル弁証法をも批判したのである。ルーゲは、プロイセン国家とヘーゲル弁証法との乖離を指摘し、プロイセン国家を「まだ国家ではなくそうなるうともしない国家のような“非現実的なもの”が“理性的である”かのような」と表現する。ここに、「理性的なものは現実的であり、現実的なものは理性的である」というヘーゲル法哲学の影響をみることができるが、「国家」が「歴史的な産物」である以上、ルーゲは、ある特定の「国家」を絶対化することはできなかった。彼にとって、「国家」とは常に歴史の批判を受けるものだったのである。したがって、ルーゲは、王政復古を理想とするフリードリヒ・ヴィルヘルム4世が統治するプロイセン国家をも明確に批判の対象としたのである。こうしたヘーゲル哲学とプロイセン国家に対する批判の中で、ルーゲは「絶対国家」という概念を生み出していくことになる。

第3節 「絶対国家」(der absolute Staat) と自由

ルーゲの「絶対国家」(der absolute Staat) という概念は、『ハレ年報』に掲載された「1840年のヨーロッパ」及び「政治と哲学」において、プロイセン国家に代わるものとして説明される。

プロテスタンティズムの、また立憲主義の、今世紀において否定されることのないあらゆる帰結を実現することによってのみ、また、世界史的精神の旗を手にしてのみ、プロイセンは、最も気高い世界史的榮譽を自身とドイツに与えることができ、それを以て絶対国家の概念を完成することができる⁽²⁹⁾。

A. ルーゲの「絶対国家」と自由

絶対国家は、過去に存在したものを手本にしては構成されることはできない。現に存在する国家が批判され、その後、この批判からすぐ近い将来に、絶対国家に対する要求と形成が生まれるべきなのである⁽³⁰⁾。

ルーゲのいう「絶対国家」は、「現に存在する国家」つまりプロイセン国家が批判されることで生み出される、彼の希求する立憲主義国家である。この「絶対国家」について、ビスマルクの統一国家及び「ドイツ帝国の中に絶対国家をみいだそう」としたと指摘した石塚氏は、「ルーゲのいう絶対国家は、まずは現存するプロイセン（絶対君主国）が将来に採用し得るものとして措定されたが、現状批判の強まりの中で、それはついにまったく新たな形態として、現存国家の否定として希求されるに及んだのである。そしてかかる観点の移行は、実のところヘーゲル的国家への批判的挑戦というかたちで行われ（中略）ヘーゲルは自らの人倫国家をシュタイン的自由主義的国家にみい出し、そこからとどのつまり現状を肯定する立場に落ち着いたのであったが、ヘーゲルのそうした態度は、ルーゲを含めた青年ヘーゲル派〔ヘーゲル左派〕の面々には甘受しえぬものであった⁽³¹⁾」「ルーゲの絶対国家は、ヘーゲルの人倫国家を歴史的批判にさらすことにより超克した概念といえる⁽³²⁾」と述べている。ルーゲの「絶対国家」は、前節までで述べてきたように、プロイセン国家及びヘーゲル哲学の双方を批判して初めて、プロイセン国家に代わるものとしてルーゲが希求した概念なのである。

では、ルーゲは、何を「絶対」と表現したのか。「絶対」という強い表現からは、ヘーゲル哲学の「絶対者」「絶対精神」という概念が想起される。この「絶対国家」については、石塚氏が「プロテスタンティズムに則った、ヘーゲルの絶対者の精神と一致するもの⁽³³⁾」と指摘しているとおり、ヘーゲル哲学を批判する中で生まれながらも、ヘーゲルの影響を受けている。ルーゲは、「現代の国法及び国際法批判によせて」（1840年）の中で、「我々が絶対者すなわち自由に到達するのは歴史においてのみである⁽³⁴⁾」「絶対的な人間自由の歴史的発展は国家において具現化され実現される⁽³⁵⁾」と述べ、ヘーゲルの「絶対者」を「自由」とみなしている。つまり、ルーゲのいう「絶対国家」とは「自由国家」と換言できる概念であるといえる。では、そうした「絶対国家」「自由国家」という表現を用いて、ルーゲが国家に求めたものは具体的には何だったのか。既に述べた「ヘーゲル法哲学と現代の政治」には、次のように記されている。

国家の形式を備えた国家を得るためには、我々ドイツ人にはいまだほとんど皆無であるような偉大な全制度（国民代議制、陪審制、出版の自由）が必要である⁽³⁶⁾。

ルーゲのいう「絶対国家」には、「国民代議制」「陪審制」「出版の自由」が必要なのであり、これは現在のプロイセンにはほとんど存在しない。これらの要件のうち、「出版の自由」は、「シュトレックフースとプロイセン体制」（1839年）でも挙げられているものであり、「批判と党派」（1842年）においても、「出版の自由と立憲的生活」は現代の課題であり、その抑圧は時代原理からの逸脱である⁽³⁷⁾と述べられている。

しかし、当時のプロイセン国家において、ルーゲが挙げたような国民の政治参加が実現されることはなかった。ルーゲは、当時のドイツにおける自由を、領邦国家時代の君主から臣下に与えられる特殊な「臣下の自由」「贈られた小国的自由」と表現して、「自由主義の自己批判」（1843年）で次のように述べている。

自由主義的な主権者が望むことは、彼の臣下が自由であるが主権だけは彼に残しておいてくれること、自由主義的な臣下が望むことは、国王が彼らを自由にしてくれるが、主権は彼自身で保持することである⁽³⁸⁾。

「主権は彼〔国王〕自身で保持する」状況においては、国民が政治に参加することはできず、「国民代議制」も存在しない。その意味で、この論文においてドイツ的自由主義をルーゲは自己批判したのであったが、この「自由主義の自己批判」が直接の契機となって、『ドイツ年報』は廃刊させられることになり、ルーゲを含むヘーゲル左派は活動の舞台の中心を失うことになったのである。

その後のルーゲについて、石塚氏は、「1848年の革命が挫折してのち、ルーゲは、かれの思想的模索の結晶である『絶対国家』を、やがてビスマルクによるドイツ統一（帝国）の中にみだし、その後またもや現実と裏切られていくというコースをたどる⁽³⁹⁾」と指摘したが、実際、石塚氏が指摘するように、ルーゲの「絶対国家」はビスマルクに裏切られたと断定できるのだろうか。仮にこの指摘が妥当であるとすれば、「絶対国家」がビスマルクの統一国家で実現されなかったという歴史的事実がその根拠となると思われるが、現実はどうだったのか。

次節では、ルーゲがなぜビスマルクを支持したのか、ルーゲが「絶対国家」の要件の一つとして挙げた国民代議制を中心に、1866年の対オーストリア戦争から1871

年のドイツ帝国成立までの期間にかぎらず、彼がフランクフルト国民議会議員であった1848年革命時に遡ってみていくことで、石塚氏の指摘の妥当性を検証することとする。

第4節 ルーゲのビスマルク支持——国民代議制を中心に——

1843年の『ドイツ年報』の発禁処分による廃刊後、ルーゲが一時期、パリでマルクスと活動を共にしたことは前述のとおりである。パリを去ったのち、ルーゲは『ハレ（ドイツ）年報』の支援者でもあったユリウス・フレーベルとともに、ライプツィヒなどで出版活動を続ける。この時期を含む1848年革命までの期間のルーゲの活動は、「彼ら青年ヘーゲル派の多くは、ヘーゲル体系と批判的に対峙するだけの“批判的批判”のレヴェルで満足してしまった。このなかにあつて、ルーゲは、新聞と出版活動を通じて真の実践の拡大を図った数少ない人間の一人であつた。1838年『ハレ年報』の創刊にはじまり、その後を受けた『ドイツ年誌』の発行、『アネクドータ』の刊行、『独仏年誌』、『フォアヴェルツ』の編集、48年革命の過程での『改革』の発行—その出版・新聞活動は止むことなく続けられた⁽⁴⁰⁾」と指摘されている。

しかし、ルーゲは、フランクフルト国民議会議員に選出され、ベルリンで発行した『改革』が発禁処分となつたのち、1849年にイギリスに亡命し、ロンドン滞在を経て南部のブライトンに移住している⁽⁴¹⁾。その後、『ドイツ国民へ、宣言』（1866年）において、対オーストリア戦争によりドイツ統一を進めるプロイセン首相ビスマルクへの支持を表明するまで、ルーゲは教師として生計を立てており、自身の著作は少ない。ただ、亡命直後の1849年には、「国民が自治を行い、私たちが真の民主主義と名づける体制だけが人間にふさわしいものであり、現実的な自由国家なのである⁽⁴²⁾」と記して、国民が自治を行う民主主義国家を自らの理想として「自由国家」という概念を示している。「絶対者すなわち自由」ととらえていたルーゲにとっては、この「自由国家」は「絶対国家」であるともいえる。これこそが、自由とは人間のあり方そのもの、人間精神の本質であるとして、国民が主体となる国家を理想とするルーゲの国家観ではなかつたのか。

1866年、ドイツ統一を目指してビスマルクが進めた対オーストリア戦争について、ルーゲは、「現在、なされなければならない唯一のことは、戦争に全民族の力を投入することであり、イタリアと同様に、ドイツの側からも革命の熱狂でもって戦争を満たすことである。そのとき、確かに来なければならない発展、すなわち、“自由な

一とりわけオーストリアから解放された一ドイツ国家”freien deutschen Staat への発展が容易になる⁽⁴³⁾」と1866年6月7日付けの息子リヒャルトあての書簡で記しているが、「自由なドイツ国家」という、1849年の「自由国家」と類似した表現で、この戦争の勝利後にはこのような国家が実現性をもってると期待を込めている。その意味で、ルーゲは、ビスマルクに「自由国家」つまり「絶対国家」の実現を期待したといえよう。実際、ルーゲは、ビスマルク支持を表明した同年の『ドイツ国民へ、宣言』の中で次のように述べて、ドイツ統一国家と自由のためには、この戦争が必要だと訴える。

私たちは今、没落の一步手前にある。私たちを救い出せ。気まぐれや怒りにではなく、理性に従え。また、誰が戦い（私たちはそれを必要としていたのだけれども）を準備しているとしても、私たちはそれを受け入れよう。オーストリアとドイツ同盟に対する戦い、分裂状態にする統一の戦い、諸侯に対する国民の戦い。彼ら諸侯はドイツを崩壊させ、ドイツの復活に再び対抗する。迷信的な野蛮人に対する、そして、思慮分別なく薄情な分離主義者に対する自由の戦い。ドイツ・イタリア・ハンガリーの三民族の解放に向けてのこの戦い⁽⁴⁴⁾。

戦いのために、あなたたちにできるすべてのことをせよ。それはあなたたちの戦いである。それはドイツ国民の存在のための、ひとつの主権によって多くの主権を追放するための戦いである。それは、フランス革命が埋葬した帝位に対する戦いであり、古い王国のカリカチュアに対する戦いであり、1848年の私たちのドイツ革命が死の鐘を鳴らした同盟に対する戦いである。それは、主権的議会のための、新しいドイツのための、ただ議会だけが創造することができる統一国家のための戦いである。

この戦いが議会によって決定され、プロイセンによって実行されるべきだということは、すでに1849年の段階から現実性をもっていたのである⁽⁴⁵⁾。

ドイツ統一のため、そして、「主権的議会」のため、革命直後の1849年から既に現実性をもってたとルーゲが大いに期待を寄せた対オーストリア戦争は、プロイセンが勝利した。北ドイツ連邦（1867年）を経てドイツ帝国（1871年）が成立したことで、ドイツ統一が実現することになる。「“自由な一とりわけオーストリアから解放された一ドイツ国家”freien deutschen Staat への発展」、つまり、ルーゲの「絶対

A. ルーゲの「絶対国家」と自由

国家」は、オーストリアを除外したドイツ統一という形で現実のものとなったのである。

では、なぜ、ルーゲはビスマルクに「絶対国家」を期待したのか。その理由を考察する際、ルーゲが1840年代に「絶対国家」の要件の一つとして挙げた「国民代議制」の実現までの変遷を見逃すことはできない。

対オーストリア戦争開戦直前の1866年4月9日、ビスマルクは、ドイツ同盟議会に対して普通・直接・平等選挙によるドイツ議会 *Parlament* を創設する旨の提案を行っている。この議会議員の選挙は、1848年革命時の1849年4月12日にフランクフルト国民議会で議決された1849年選挙法（正式には、「庶民院議員の選挙に関する1849年4月12日の法律」という）の原則に従うとも提案していた（付言すれば、この時点では、ルーゲは既にフランクフルト国民議会議員を辞職している）。この意味で、ビスマルクの提案したドイツ議会は、国民代表の議会であるといえ、ルーゲのいう「国民代議制」にも沿うものであっただろう。実際、ドイツ議会は、対オーストリア戦争のプロイセンの勝利後、北ドイツ連邦においては「北ドイツ連邦議会」*Reichstag des Norddeutschen Bundes* として、ドイツ帝国においては「ドイツ帝国議会」*Reichstag* として創設された。北ドイツ連邦議会及びドイツ帝国議会は、当初は1849年選挙法に準拠して制定された各国別の選挙法に従って、後には北ドイツ連邦帝国議会議員選挙法（1869年5月31日制定）に従い、それぞれ普通・直接・秘密選挙で選出された。北ドイツ連邦憲法第29条及びドイツ帝国議会第29条において、これらの議会の議員は「全国民の代表」*Vertreter des gesammten Volks* と定められていた。

しかし、これらの議会がルーゲのいう「主権的議会」だったといえるのか、つまり、議会に主権があったのかという点でいえば、いずれの議会も法の制定権を完全な形では有していなかった。法の制定権を、北ドイツ連邦議会は北ドイツ連邦参事会と、ドイツ帝国はドイツ連邦参事会とそれぞれ共有するのみだったからである。総括して考えれば、ルーゲの「絶対国家」のうちの「国民代議制」は、北ドイツ連邦議会及びドイツ帝国議会において実現されたにせよ、いずれの議会も、法の制定権という点からみると、対オーストリア戦争開戦時にルーゲが期待した「主権的議会」が完全な形で実現したと断定することは難しいと思われる。その意味で、「[[絶対国家]は] 現実に裏切られて」という石塚氏の指摘は妥当な点も含まれているといえるだろう。

ただ、ルーゲは、対オーストリア戦争開戦時から、ビスマルクを全面的に支持していたわけではなく、その支持にはある一定の留保を示していた。『ドイツ国民へ、

宣言』の中に、次のような文章がある。

あなたたちは、帝冠が民衆に由来するからといって、それを受け入れなかった国王を模倣しようというのか？

同様に、ドイツ統一が民衆ではなく、ビスマルクとヴィルヘルム国王に由来するからといって、あなたたちは今、ドイツ統一を放棄するのか？⁽⁴⁶⁾

「民衆からの帝冠を拒否した国王」とは、ヘーゲル学派を嫌悪し、ルーゲが『ドイツ年報』を廃刊してドイツから逃亡する契機をつくったフリードリヒ・ヴィルヘルム4世を指すのだが、ルーゲは、その国王を引き合いに出し、ドイツ統一が必要であるからこそ自らはビスマルクを支持しているのだと述べているのである。つまり、ビスマルクを盲目的に支持しているのではない。それは、ルーゲ自身が後年の書簡で述べていることから明らかである。

民主主義者たちが主張する私自身の離反に関していえば（中略）ビスマルクが私たちのほうに接近してきたのであって、私たちが彼のほうに接近したのではない。もはやプロイセンにとって没落するか、あるいは我々の政策によって危機から救われるか以外には何も残っていなかったときに、ビスマルクが我々の政策で成功を収めたという意味においてだけ、私たちはビスマルクとともに歩んだのである⁽⁴⁷⁾。

ルーゲは、あくまでも、「ビスマルクが私たちのほうに接近してきた」と表現し、自身のビスマルク支持は、ある一時期の限定的なものであったことを示唆している。「絶対国家」は、対オーストリア戦争後に設立された北ドイツ連邦議会及びドイツ帝国議会において「国民代議制」という形では実現されたものの、それらはルーゲのいう「主権の議会」と完全に断定し得るものではなかった。加えて、対オーストリア戦争後には、ルーゲは、これらの両議会に関しても、その後のビスマルクに関しても言及することはほとんどなく、ビスマルクを生涯にわたって礼賛したということもなかった。結果的にはあるが、北ドイツ連邦やドイツ帝国において、ルーゲの「絶対国家」は一部しか実現しなかったのである。

総括すると、ルーゲは、「絶対国家」という概念を、ビスマルク支持よりずっと以前、1840年代にプロイセン国家とヘーゲル哲学とを批判することによって生み出し、

A. ルーゲの「絶対国家」と自由

その後継続して希求してきたものであり、その要件の一つである「国民代議制」は、フランクフルト国民議会時代、北ドイツ連邦、ドイツ帝国というプロイセン国家の歴史の変遷の中で徐々に実現されていったのである。こうした点を踏まえれば、対オーストリア戦争時のルーゲのビスマルク支持のみを取り上げて、その支持が限定的なものであることに留意もせず、「絶対国家」と「ビスマルク支持」とを安易に結び付けてルーゲを否定的に評価することに妥当性は見当たらないと考えられるのである。

おわりに

ルーゲに関する先行研究の多くは、ヘーゲル左派時代をその対象とし、後半期のビスマルク支持は「絶対国家」という概念のみで詳細に言及されることもないまま否定的に評価された。ルーゲを含むヘーゲル左派は、「きわめて短い期間に登場し、時局が変化するなかで急激な展開を見せ、そして一八四八年革命を前にして解体⁽⁴⁸⁾」した。今なぜヘーゲル左派なのかという問いに対して、「ヘーゲル左派は、マルクスの思想形成過程に多少彩りを添えるものでも、あるいはヘーゲルからニーチェへという舞台の幕間を埋める寸劇でもなく、思想のアクチュアリティが問い直される現代だからこそ、あらためてスポットをあてるに値するのである⁽⁴⁹⁾」とする鋭い指摘があることには注目したい。この指摘は、ヘーゲル左派に属する個々の思想家に焦点を当てることによって、従来の評価を問い直す必要があることを示唆していると思われるからである。

ルーゲは、1878年から1880年に亡くなるまで、亡命先のイギリスで、ビスマルクから特別報奨金を受け取っている（支給の知らせは1878年にあったが、報奨金自体は1877年分から遡って支給された）が、彼は、息子リヒャルトに対して、この報奨金のことを「私が祖国の自由のための努力に対して称号を受けた、およそ唯一のもの⁽⁵⁰⁾」と書き送った。これが、1866年の対オーストリア戦争以降、ルーゲが初めて、そして最後にビスマルクに言及したものである。

『ハレ（ドイツ）年報』の編集等のヘーゲル左派時代の活動だけでなく、1848年革命時のフランクフルト国民議会、そして対オーストリア戦争時のビスマルク支持といった活動を通して、ルーゲは、ヘーゲル思想を受け継ぎ国民の自由を実現する役割は国家にあるとして、「絶対国家」という理想の国家像を掲げながら、「祖国の自由のため」に「理論の実践を誠実に追求」したのである。「絶対国家」を軸に、ルー

ゲの生涯を通してのプロイセン国家に対する言動を読み解いていくことは、ピスマルク支持の背景を明らかにするだけでなく、ヘーゲル左派時代にとどまらないルーゲの生涯にスポットを当てることでもあるといえるのである。

注：

- (1) 『ハレ年報』の正式名称は、*Hallische Jahrbücher für deutsche Wissenschaft und Kunst* 『ドイツの学問と芸術のためのハレ年報』。ハレ大学の同僚テオドール・エヒターマイヤーとともにハレで編集、ライプツィヒのオットー・ヴィーガント社から日曜日を除く週6日発行。1841年3月11日、プロイセン領ハレで印刷を行わなければ発禁にする旨の勅令が出され、ルーゲは、本拠地をザクセン領ドレスデンに移して『ドイツ年報』(正式名称は *Deutsche Jahrbücher für Wissenschaft und Kunst* 『学問と芸術のためのドイツ年報』)と改称。
- (2) Warren Breckman, *Marx, the Young Hegelians, and the Origins of Radical Social Theory: Dethroning the Self*, Cambridge University Press, 1998, pp.221-222.
- (3) 山本愛「A. ルーゲの国家観—ヘーゲル左派時代と後半期のピスマルク支持をめぐる—」『東北哲学会年報』第34号、2018年。
- (4) 田中治男「A. ルーゲとその時代—1840年代における政治的急進主義の形成(1)—」『思想』第5号、1974年、80ページ。
- (5) 石鏡正英「アーノルト・ルーゲのロマン主義批判—Vormärzにおける自由主義運動の一つの型—」『立正史学』第44号、57ページ、1978年。
- (6) 寿福真美『批判的理性の社会哲学—カント学派とヘーゲル学派』法政大学出版局、1996年、203ページ。
- (7) 的場明弘氏は、「シレジア織布工の一揆は、けっしてドイツ革命の始まりではなく、たんなる一事象にすぎません。そもそもこの一機の主體は、労働者というよりも下請けの織物業者に近い人々で、近代のプロレタリアなどではありませんでした」(的場明弘『「革命」再考—資本主義後の世界を想う』KADOKAWA、2017年、124ページ)と述べ、マルクスがこの一機をドイツにおけるプロレタリア革命の始まりととらえたことはない指摘しているが、当時、シュレジェンの一機の解釈をめぐるルーゲとマルクスが対立したことは事実である。
- (8) 寿福前掲書、204ページ。
- (9) この点に関し、近田錠二氏は、「海外のルーゲ研究はこれまで、1930年代に公刊されたルーゲを手厳しく批判するH. ローゼンベルクの論文とW. ネーアの包括的なルーゲ伝に代表され」と指摘している。(近田錠二「アーノルト・ルーゲ研究の基本視座—東西ドイツにおける最近のルーゲ研究に寄せて—」『経済科学』第31巻第1号、名

A. ルーゲの「絶対国家」と自由

古屋大学、1983年、82ページ参照。）

- (10) 的場昭弘「ルーゲとフランス—ヘーゲル左派と独仏関係」石塚正英編『ヘーゲル左派 思想・運動・歴史』法政大学出版局、1992年、129ページ
- (11) 同上、130ページ。
- (12) 石塚前掲論文、57ページ。
- (13) 田村伊知朗「フランクフルト国民議会とヘーゲル左派—カール・ナウヴェルクの思想と行動を中心として」的場昭弘、高草木光一編『一八四八年革命の射程』、御茶の水書房、1998年、218ページ。このほか、1848年革命に関するいくつかの研究論文においてルーゲの名が記載されているものの、フランクフルト国民議会におけるルーゲの動きについては、ほとんど言及されていない。
- (14) 石塚正英『三月前期の急進主義：青年ヘーゲル派と義人同盟に関する社会思想史的研究』長崎出版、1983年、372ページ。
- (15) Arnold Ruge, *Zwei Jahre in Paris, Studien und Erinnerungen, Bd.2*, Neudruck der Originalausgabe Halle 1846, Leipzig, 1975, S.352.
- (16) F.W.Carové, „Papismus und Humanität. Erstes Heft. Deutschland und Rom. Mit Bezug auf die Cölnischen Irrungen..”, in *Hallische und Deutsche Jahrbücher für Wissenschaft und Kunst*, Erster Jahrgang 1838, 1.Halbband, No.1-156, Taunus, 1972, S.334. (F.W.Carovéはルーゲの偽名。)
- (17) 1830年代後半までのヘーゲル左派について、D. マクレランは、「彼ら〔ヘーゲル左派〕は自分たちの思想がプロイセン国家の枠内で実現されると信じていた」と述べている。(D.McLeian, *The Young Hegelians and Karl Marx*, London, 1969, pp.15.)
- (18) 1837年11月1日、ハノーヴァー王エルンスト・アウグストが、1833年の憲法を破棄し官吏の憲法宣誓の無効を宣言したことに反対する共同声明を出した穏健自由主義者のJ.グリムらゲッティンゲン大学教授7人の教授を解雇し、うち3人には国外退去を命じた事件をいう。
- (19) Arnold Ruge, „Streckfuß und Preußenthum”, in *Arnold Ruge's Sämmtliche Werke*, Bd.4, Mannheim, 1847, S.320.
- (20) *Ibid.*, S.315-316.
- (21) *Ibid.*, S.323.
- (22) 藤井哲郎「ヘーゲル左派の国政批判とジャーナリスト時代のマルクス(1)」『六甲論集』(神戸大学) 24-2号、1978年、45ページ。
- (23) Arnold Ruge, „Zur Kritik und des degenwärtigen Staat-und Völkerrechts”, in *Arnold Ruge's Sämmtliche Werke*, Bd.4, Mannheim, 1847, S.404.
- (24) *Ibid.*, S.404.
- (25) *Ibid.*, S.405-406.
- (26) *Ibid.*, S.406.

- (27) Arnold Ruge, „ Die Hegelsche Rechtsphilosophie und die Politik unsrer Zeit ”, in *Hallische und Deutsche Jahrbücher für Wissenschaft und Kunst*, Fünfter Jahrgang 1842, 2.Halbband, No.157-312 und Sechster Jahrgang 1843, No.1-24, Taunus, 1972, S.762.
- (28) *Ibid.*, S.759.
- (29) 石塚正英「アーノルト・ルーゲの自由主義批判」『立正西洋史』2号、1978年、29ページ。
- (30) 同上、28ページ。
- (31) 石塚前掲論文、1978年、28-29ページ。
- (32) 同上、29ページ。
- (33) 同上、28ページ。
- (34) Arnold Ruge, „ Zur Kritik und des degenwärtigen Staat-und Völkerrechts”, in *Arnold Ruge's Sämmtliche Werke* ,Bd.4, Mannheim, 1847, S.405.
- (35) *Ibid.*, S.406.
- (36) Arnold Ruge, „ Die Hegelsche Rechtsphilosophie und die Politik unsrer Zeit ”, in *Hallische und Deutsche Jahrbücher für Wissenschaft und Kunst*, Fünfter Jahrgang 1842, 2.Halbband, No.157-312 und Sechster Jahrgang,1843, No.1-24, Taunus, 1972, S.758.
- (37) *Ibid.*
- (38) Arnold Ruge, „Selbstkritik des Liberalismus”, in „*Philosophische Kritiken 1838-1846*„*Werke und Briefe*, Bd.2, Aalen, 1988, S.90.
- (39) 石塚前掲論文、39ページ。
- (40) 山本啓「三月前期とヘーゲル、ルーゲの国家観」『現代思想 臨時増刊 ヘーゲル総特集』、1978年、410ページ。
- (41) この時期のルーゲの生活については、的場明弘『カール・マルクス入門』（2018年）の中で「ブライトンのルーゲ」と題して詳しく記されている。
- (42) Arnold Ruge, *Unser System oder die Weltweisheitdeutsche und Weltbewegung unserer Zeit*, Leipzig, 1850, S.2.
- (43) Arnold Ruge, *Briefwechsel und Tagebuchblätter aus den Jahren 1848-1880*,*Werke und Briefe*, Bd.11, Neudruck der Ausgabe Berlin 1886, Aalen, 1985, S.271-272.
- (44) Arnold Ruge, *An die deutsche Nation. Manifest* , Hamburg, 1866, S.4.
- (45) *Ibid.*, S.4.
- (46) *Ibid.*, S.2.
- (47) Arnold Ruge, *Briefwechsel und Tagebuchblätter aus den Jahren 1848-1880*,*Werke und Briefe*, Bd.11, Neudruck der Ausgabe Berlin 1886, Aalen, 1985, S.404.
- (48) 滝口清栄『マックス・シュティルナーとヘーゲル左派』理想社、2009年、227～228ページ。
- (49) 滝口前掲書、233ページ。

A . ルーゲの「絶対国家」と自由

- (50) Arnold Ruge, *Briefwechsel und Tagebuchblätter aus den Jahren 1848-1880, Werke und Briefe, Bd. II*, Neudruck der Ausgabe Berlin 1886, Aalen, 1985, S.411.

Arnold Ruge's *der absolute nation* and freedom

YAMAMOTO Ai

Abstract

How should Arnold Ruge (1802–1880), the German thinker and journalist, be evaluated? He posited the idealised image of *der absolute nation* even though he initially denied Hegelianism and Prussian nationalism. Ruge's requirements for *der absolute nation* encompassed the underlying context of 'the nation representative system. Thus, he supported Prussia's Prime Minister, Bismarck in the latter part of his term. Ruge distanced himself from Bismarck when the nation representative system was not adopted into the election laws of the *Frankfurter Nationalversammlung* in a manner proportionate with Ruge's ideal, although the system was ultimately realised as *Reichstag des Norddeutscher Bund* and as *Reichstag* in *Deutsche Reich*.

Ruge was influenced by Hegelian principles and the notion of construing 'absolute' as freedom. Assessing and applying this notion to the nation, he emphasised the significance of freedom and altered his initial attitude towards Prussian nationalism. This paper examines Ruge's opinions through a review of the notion of *der absolute nation*.